		会	会議		記						
会議の名称		理接盾开带红禾皂		3 △		会議場所	第3委員会室				
		環境厚生常任委員会			担当職員	山末					
日時	△ £⊓.	一年0日221	E8月23日(金曜日)		議	午前	9	時	30	分	
口时	7個ルサの月23日		口(並唯口)	閉	議	午前	11	時	13	分	
出席委員	◎冨谷 ○並河 長澤 大塚 三宅 小松 平本 西口 (齊藤議長)										
【環境市民部】由良部長 [環境政策課]山内課長、大倉環境保全担当課長 【健康福祉部】河原部長 [障害福祉課]侯野課長 [高齢福祉課]山内課長、松本副課長、山口高齢者係長 【こども未来部】高橋部長 [保育課]阿久根課長、釜中保育政策係長、小森保育幼稚園係長											
事務局	鈴木議事調査係長、山末主査										
傍聴者		市民 1名	報道関係者 14	ž		議員O名					

会 議 の 概 要

1 開議

2 行政報告

「理事者入室」環境市民部

(1) 亀岡市における環境美化施策について

<環境市民部長>

(あいさつ)

<環境政策課長>

(資料に基づき説明)

 $\sim 9 : 4 3$

[質疑]

<平本委員>

現在、環境美化条例が施行されているが、これと並行してポイ捨てに特化した条例を制定した場合、内容が重複することについてはどうなのか。

<環境市民部長>

同じような内容の条例が2つ存在することはあまりよくないと考えている。環境美化条例をベースにして改正したり、条例の名称を変更したりすること等も考えられる。今後検討していきたい。

<平本委員>

レジ袋の禁止に向けて取り組んでいくということだが、この条例にはレジ袋という 言葉が全く出てこないため、レジ袋やペットボトルも明記しておいた方がよいので はないかと思う。また、過料を条例に規定することも大事だと思う。

<長濹委員>

条文の検討に入る前に、現在の条例の実施体制についての予算措置は環境保全対策 経費と理解してよいか。

<環境政策課長>

そうである。環境保全対策経費の中で不法投棄の監視等を行っている。

<西口委員>

過料の徴収は効果的な手法である。他市町においても規定されており、本市においても見習うべきであると思う。

<大塚委員>

亀岡市内には放置されている農地がたくさんある。そういうところに対しても過料を徴収することとしてしまうと、大変なことになってくると思う。空き地の雑草の管理とポイ捨てとは一線を引いておく必要があると思うがどうか。

<環境政策課長>

基本的には土地所有者が責任を持って管理するということがベースになる。環境美化条例では、都市計画法で定める市街化区域の中の空き地をベースに規定している。広く農地というところについては所管が変わってくるが、そのあたりは線を引きながら取り組んでいる。現状の対応としては、空き地の雑草等の除去に関する要綱に基づき、パトロールを年に2回実施して指導している。市街化調整区域の空き地で雑草が繁茂するケースに対しては、依頼という形で文書を出しながら協力をお願いしている現状である。

<大塚委員>

旧亀岡市立幼稚園跡地の敷地内に雑草が茂っている。有害鳥獣駆除の対象にもなるほどイノシシやシカが入ってきている場所であり、草を刈っていないためにそういう状況が起こっている。年に1~2回は亀岡市で草刈りをしてもらっているが、敷地の横の河川の草は刈ってもらえず、ごみを捨ててもわからないためにポイ捨ての原因になっている。条例が制定された場合は、河川管理者が責任を持って草刈等の管理をするということか。

<環境政策課長>

当該箇所は雑水川であり、京都府の管理河川となる。南丹土木事務所にお願いする形になる。この条例では個人の所有者が基本となるため、公的な管理については、管理者が、幼稚園跡地は亀岡市が所有者としての責任を果たさなければならない。そのあたりは区分しながら取り組んでいきたい。

<西口委員>

保津町から宇津根へ向かう市道にポイ捨て禁止の看板が2枚設置されているが、先日、看板のすぐ近くにごみがポイ捨てされていた。やぶや草が生えていてごみが見えにくい場所はポイ捨てされやすい環境である。地権者との関係があるため、どこまでできるのかはわからないが、きちんと管理できるように検討していかなければならないと思う。

<並河副委員長>

大井町から保津町へ向かう道の竹やぶのところに電化製品が捨てられている。きれいではないので、何とか考えてほしいと思う。

<環境市民部長>

不法投棄については、目につくものは監視を行っている。情報をいただければ、不 法投棄の整理ということで回収も行っている。個人のモラルの問題でもあるため、 そういったことを啓発できるような条例を制定して啓発すること等も協議しなが ら、市を挙げて取り組めるように努めていきたい。

<西口委員>

大崎町では、店の駐車場等にポイ捨て防止条例の看板を設置し、「5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金」ということが書かれていた。この内容は不法投棄の関係であり、条例に過料を入れなくてもそういう啓発ができるのではないかと思う。大崎町の条例では過料を5万円以下としているが、看板には法律に基づいて1,000万円以下の罰金と書かれている。亀岡市もそのようにすればよいと思う。

<環境市民部長>

亀岡市で設置している看板を本日持参したのでご覧いただきたい。

<西口委員>

大崎町と比べると字が小さい。大崎町では、大きな字で「ポイ捨て防止条例」「5年以下の懲役」「1,000万円以下の罰金」ということしか書かれていない。看板の書き方によってインパクトの与え方は変わってくると思う。

<環境市民部長>

今後、この条例やレジ袋の条例、啓発の看板の作成を進めていくに当たり、その予算を計上していかなければならないため、審査の際にはよろしくお願いする。

<三宅委員>

大井町では「大井町クリーン作戦」として年に1回清掃活動を行っている。10年ほど前は、かなりひどい大型ごみがたくさんあったが、近年ではそういったごみがかなり減っている。それは、普段からきれいにしていることと看板を設置していることが大きいと思う。看板の目の前に捨てるような人には意味のないことだと思うが、そういう人が少しでも減るような啓蒙活動が大事だと思う。

<小松委員>

環境美化推進員について、他市の活動の詳細を教えてほしい。また、推進員と監視員との違いはあるのか。

<環境政策課長>

監視パトロールについては共通する部分があると思う。軽トラック等での撤去等を含めて委託している状況である。美化推進員について、志布志市に問い合わせたところ、市職員が地域に出て指導したりしているということであった。地域の人も推進員として任命するという規定はあるが、現在は市職員が啓発を含めた指導を行っているとのことであった。今後、亀岡市がどのような形で進めていくのかについては、協議を行う中で決めていければよいと思う。

<並河副委員長>

自動販売機横の回収容器について、ほとんどは設置されていると思うが、設置されていないところもあるのか。また、設置義務ということになれば設置がスムーズにいくのか。

<環境政策課長>

他市の事例を確認したところ、設置されていないところもあるとのことであった。 亀岡市内でも、あえて設置していないところがある。相模原市に問い合わせたとこ ろ、以前は届け出を強制する内容の条例であったが、平成24年に条例を改正し、 届け出を廃止している。ある程度義務化を行っており、それができていない場合は 市職員が指導・協議して設置を求めているとのことである。罰則規定もあるようだ が、罰則まで至った経過はないようである。しかし、条例があることにより、設置 者と話し合うきっかけとなり、設置が進んでいるようである。設置を義務化するの か努力義務にするのかについては今後の議論になると思う。

<冨谷委員長>

自動販売機の横に回収容器が設置されていないところがたくさんある。回収容器がなければポイ捨ての原因にもなると思う。努力義務でもよいので条例に規定していただきたいと思う。また、きれいなまちづくりの日について、保津川の日は亀岡市の大きな行事の1つだが、まだそれを知らない人が多い。記念日として一斉に清掃する日を設けると美化意識がさらに高まると思う。また、過料について、民有地の雑草が生え、ごみがたくさん捨てられ、それに対する苦情があったりするが、過料を徴収するという看板を設置すれば抑止力になると思うので、条例に過料を明記してもらいたいと思う。

<三宅委員>

ホームページを調べていると、自販機自主ガイドラインというものがあり、その中に回収ボックスを設置すべきと書かれている。このガイドラインが策定されたのは 平成15年だが、業界的にはそういう考えである。

<環境政策課長>

清涼飲料連合会という組織があり、そこが昨年にプラスチックごみに関する宣言を行った。回収容器をリサイクルボックスとして、回収を徹底するというような動きもあるため、そのあたりとも連携したいと思う。また、きれいなまちづくりの日について、保津川の日は毎年3月の第1日曜日なのだが、これはなぜかというと、川の出水期に入る前に行った方が効果的であるからである。また、保津川遊船も保津川開きが3月10日頃になるため、そのタイミングで行いたいということであった。5月30日のごみゼロの日にも啓発を含めた清掃活動を行っている。条例に規定されると、非常に啓発効果があると思う。そういったところが相乗効果になればよいと考える。

<西口委員>

我々がポイ捨て防止条例を制定しようとする目的は、罰則を設けるためではない。 決められた場所にごみを捨てることを求める1つの手段としてである。志布志市で は衛生自治会という自治会とは別のごみを捨てるための組織を設置し、加入率がも のすごく高かった。そういうことも次の段階では踏まえた中で、まずは基本的なこ とを打ち出して啓発していくということでよいと思う。

<齊藤議長>

ポイ捨て条例を環境美化条例と一緒にすればよいというような説明だったが、内容をはっきりとさせるために、環境美化条例とは別でポイ捨て条例を制定すべきだと思う。

<環境市民部長>

6月議会でこの案件についての意見をいただき、ポイ捨て条例とほぼ同じ内容の環境美化条例があるということからこの協議をスタートした。ポイ捨てに限定するということについても、意見を聞きながら進めていきたいと思う。

<平本委員>

最初の質疑で、同じような内容の条例が2つあることはあまりよくないということであったが、実際に条例を2つ制定した場合に弊害はあるのか。

<環境市民部長>

条例は守るべき決まり事なので、それが複数あるのはおかしいと思う。環境美化条例は全般的な内容であり、今回協議している内容についてはポイ捨てに特化した条例を制定しようということなので、環境美化条例と重なる部分はあるのかもしれな

いが、極力ポイ捨てに限定するような組み立てができないかと考えている。そのあたりは、法制担当課と協議する中で進めていきたい。

<平本委員>

弊害は実際にあるのか。

<環境市民部長>

再度確認しなければならないが、1つの決まり事について2つの条例が存在するのはあまりよくないと思う。しかし、それぞれが反対のことを言っているわけではないため、考慮の余地があるのではないかと思う。ポイ捨てについてを明確にしたいということであれば、そういった方向で考えるのも1つだと思う。

<平本委員>

もともとはポイ捨て防止に関する条例を制定したいということが始まりである。その後、本市の環境美化条例と内容が重複するため、これを素案として検討していこうということで協議を行っているものである。ポイ捨てに特化した条例と環境美化条例がそれぞれ存在していても弊害がないのであれば、ポイ捨て防止条例を制定したいと考えている。まずはその方向性を出していただかなければ議論が進まない。

<環境市民部長>

環境美化条例の内容が他市町のポイ捨てに関する条例と重複していたので、それに 追加することを考えていたが、重複する部分があってもよいのかどうかを協議する。

<冨谷委員長>

ポイ捨て条例として制定するのか、環境美化条例に追加していくのかについての回答をいただき、今後進めていきたいと思う。

<西口委員>

重複する部分はどうするのかということを調査しておいてほしいという思いで意見を言ってきた経過がある。環境美化条例で不足する部分を入れたり、新たな条例に規定するなどして全体としてうまく作用するような形をとれるようにしたいと思っている。

<環境市民部長>

環境美化条例で削除しなければならない部分があれば、そういったことも検討していかなければならない。ポイ捨て条例を念頭に置いた中で再度整理したい。次回の委員会でそれらを踏まえた案文を出したいと思う。

<長澤委員>

今後、検討するに当たり、1つの切り口として、ポイ捨てのような行為があった場合に、2つの条例の両方ともが適用対象となるのかどうかというようなことも検討いただきたいと思う。また、ポイ捨て防止のための方策について、私の記憶では、以前は公共施設や公園にごみ箱が設置されていたが、減少傾向にあるような気がしている。これは、ごみは出した本人が自己責任で処理せよという発想やテロ対策等で撤去されてきたのではないかと思う。そういうことについても考えられないかと思っている。

<冨谷委員長>

独立してポイ捨て防止条例を制定することができるのか、環境美化条例に盛り込む 方がよいのかということについて、次回に回答をいただき、検討を進めていくこと としたい。

[理事者退室]

 $\sim 10:30$

[理事者入室] 健康福祉部

(2) 障害の「害」の字をひらがな表記した取り組みについて

<健康福祉部長>

(あいさつ)

<障害福祉課長>

(資料に基づき説明)

 $\sim 10:36$

[質疑]

<西口委員>

10年ほど前に、障がいのある人から、「害」という字を使われると、私たちはどのような害を与えているのだろうという思いがすると目に涙を浮かべて言われた。新聞記事に「害」の字が記載されていたことに対して私は電話を入れて抗議をしたこともある。遅かったと思うぐらいである。ここまでこぎつけたことに敬意を表したい。

<小松委員>

国の動きはどうなのか。また京都府の取り組みは。

<障害福祉課長>

国の関係については、以前の経過を見ていると、平成20年を過ぎてから審議会で検討されてきた経過がある。最終的にはこれまでどおり「害」の文字を使用していくという結論が出ていた。そうした中で、亀岡市としても「害」の字を使用していくということで今日に至った経過がある。京都府の動きは特にないものと思われる。

<西口委員>

国や京都府に対してひらがなで表記するよう求めるような意見書を亀岡市議会から提出してはどうかと思う。

<冨谷委員長>

委員会の今後の検討課題としたい。

 $\sim 10:41$

(3) 令和元年度 敬老乗車券事業の一部変更について

<高齢福祉課長>

(資料に基づき説明)

 $\sim 10:50$

[質疑]

< 小松委員>

説明の中で、夫婦の場合はそれぞれが2枚ずつ利用できるという説明があったが、 もっと人数が増えた場合はどうなのか。

<高齢福祉課長>

敬老乗車券をお持ちの人が $3 \sim 4$ 人の場合でも、それぞれが 5 0 0 円まで使用することができる。

<並河副委員長>

現時点では1人2冊までの販売としているが、もう少し拡大することは考えていないのか。

<高齢福祉課長>

もっと販売してほしいという希望もある。今年度の利用率は4.8%となっている。 地域別の利用状況については、地域間で格差があるところである。限られた予算の 中で広く利用いただくことを目的として、現在は2冊までとしている。実証実験と いう域を超えた時には中身も検討していきたいと思う。

<長澤委員>

今年度の利用が増えている要因は。また、篠町やつつじケ丘の利用が多い要因は。

<高齢福祉課長>

今年度からタクシーにも利用を拡大したことにより、バスの利用が減るのではないかとも考えていたのだが、バスの利用は増えている。敬老乗車券事業が定着してきていることや各自治会に協力いただいた結果なのではないかと考えている。

<西口委員>

敬老事業補助金の予算を削減し、削減分を活用して敬老乗車券事業を始めた経過があるが、利用がどんどん増えてくれば予算立ても配慮していく考えなのか。現在はその枠内に収まっているのか。

<高齢福祉課長>

この事業は敬老事業補助金の削減に基づき、広く高齢者に使っていただくことを目的として開始した。予算の執行状況としては、2カ月間で32%である。この数字については、平成29年度と平成30年度に販売した乗車券や、今年販売した乗車券が利用されている状況が32%という形になっている。今後、1,000万円の予算の範囲内で執行することは難しいと見込んでいるが、どのような形でこの事業を継続していくのかについては、地域交通の担当課とも協議の上で検討していきたいと考えている。

「理事者退室〕

 $\sim 10:57$

[理事者入室] こども未来部

(4) 認定こども園について

<こども未来部長>

(あいさつ)

<保育課長>

(資料に基づき説明)

 $\sim 11:07$

「質疑〕

<三宅委員>

本梅保育所と東本梅保育所ということだが、例えば亀岡幼稚園等でもそういうことができるのではないかと思うのだがどうか。

<保育課長>

要件はあるが、検討すれば不可能なことではないと思っている。現段階ではまだ議論はしていない。

<並河副委員長>

きらり亀岡おしらせで副食費のことが出ており、年収360万円未満相当世帯は無料になるというようなことが書かれていたが、それ以上の所得の人は市の独自施策として無償になるということか。

<保育課長>

それ以上の人で、市の施策として無償になるのは第3子以降の子どもであり、全てではない。

<並河副委員長>

今後、保育料が無償になるのは3~5歳ということか。

<保育課長>

そのとおりである。 $3\sim5$ 歳の子どもについては無償化になる。 $0\sim2$ 歳の子どもについてはこれまでどおり保育料をいただくことになる。しかし、4月1日現在の年齢が保育所の考え方で、幼稚園については満3歳からということで対象になっている。また、非課税の世帯については無償化の対象になる。

<平本委員>

認定こども園について、幼稚園の入園と保育所の入所の条件が少し異なると思うがそれについてはどうなのか。

<保育課長>

大きな違いとしては、保育所機能の方に入る子どもについては、親が働いていたり 病気であったりするなど、保育が必要であるという一定の要件が必要になる。そう いう必要のない人は幼稚園の機能を持った方に入園していだたくことになる。

<平本委員>

2つの機能を持つが、受け入れ体制は従来どおりであるということか。

<保育課長>

保育は一緒に行う。幼稚園の部分で利用いただく人については昼過ぎぐらいに帰られる。保育所利用の部分の子どもについては4時頃~6時半まで利用される形になる。

<大塚委員>

6時半以降の延長保育は無償化の対象から外れるのか。

<保育課長>

現在、第六保育所で6時半以降の保育を行っているが、それについては無償化の対象にはならない。

「理事者退室〕

 $\sim 1.1:1.2$

3 その他

<冨谷委員長>

次回の委員会は9月17日(火)午前10時00分から議案審査を行う。

散会 ~11:13